

# 年金トピックス

No.2018-146

第49号

2019年2月6日

団体年金事業部

## 最低積立基準額にかかる告示案等の御意見募集（パブリックコメント）

2019年2月5日付で厚生労働省より、確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件（案）及び「確定給付企業年金制度について」（平成14年3月29日年発第0329008号）等の改正案がパブリックコメントに付されました。

パブリックコメントにつきましては下記のリンク先にてご確認ください。なお、パブリックコメントの募集期限は2019年3月7日（木）となっております。

詳細につきましては、次ページ以降をご確認ください。

### 【ご参考】パブリックコメント手続のURL

○確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件（案）に関する御意見募集（パブリックコメント）について

→<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180358&Mode=0>

○「確定給付企業年金制度について」等の改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）について

→<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180359&Mode=0>

以上

# (1) 今回公表された改正案の趣旨

## ① 2019年度の最低積立基準額の算定に用いる厚生労働大臣が定めた率※は、1.05%となります。

※ 30年国債の過去5年間の利回りを勘案して定められています。

適用年度	2017年度	2018年度	2019年度
決算基準日	2017年4月1日～ 2018年3月31日	2018年4月1日～ 2019年3月31日	2019年4月1日～ 2020年3月31日
厚生労働大臣が定めた率	1.46%	1.24%	1.05%

## ② 最低積立基準額の算定に用いる予定利率にかかる係数について

従来、最低積立基準額の算定に用いる予定利率は、厚生労働大臣が定めた率に0.8～1.2の係数を乗じることが可能でしたが、今回の改正案では、**0.5%以内の率を加減することが可能になります。**

詳細につきましては、次ページをご覧ください。

(注) 本改正案は現在パブリックコメント募集中であり、確定した内容ではございません。

## (2) 最低積立基準額の算定に用いる予定利率にかかる係数

従来

最低積立基準額の算定に用いる予定利率は、厚生労働大臣が定めた率に

**0.8～1.2の係数を乗じることが可能**

⇒低金利状態が長期化しており、当該係数を乗じること調整できる幅が縮小



改正案

最低積立基準額の算定に用いる予定利率は、厚生労働大臣が定めた率に

**0.5%以内の率を加減することが可能**

⇒最低積立基準額の算定に用いる予定利率の幅が拡大

実例	厚生労働大臣が定めた率	従来	改正後
2018年度	1.24%	0.992%～1.488%	0.74%～1.74%
2019年度	1.05%	0.84%～1.26%	0.55%～1.55%

### ■ その他のポイント

- 「0.5%以内の率」を設定するときは、その設定の根拠及び最低積立基準額に及ぼす影響について、労使間や代議員会において十分な検討を行っている必要があり、加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うことが求められます。
- 終了するとき及び他制度への積立金又は残余財産の移換の際に、最低積立基準額の算定に用いる予定利率に「0.5%以内の率」を加算する場合には、用いる予定利率を規約に定める必要があります。
- 2018年度中に事業年度末を迎える決算が確定していない場合、当該決算時においては、労使合意の下、1.24%に0.5%以内の率を加減して得た率を最低積立基準額の予定利率として用いることが認められます。

(注) 本改正案は現在パブリックコメント募集中であり、確定した内容ではございません。